

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取ることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階猛です。

今回の法案は、判事の数を二十二人ふやすという内容が含まれています。

そこで、まず資料一というのをごらんになつていただきたいんですけども、資料一、上段の方は、地方裁判所の民事と刑事の新たに事件を受けた数、これが、平成十五年から平成二十五年の約十年間、数字が挙がっております。また、下段の方は、同じ期間における家庭裁判所の家事事件、少年事件の新規に受けた数ということで推移が挙がっております。

これをざっと見ていきますと、まず民事の訴訟でいうと、平成十五年に比べて平成二十五年は数が減つてしまして、四・三%ぐらい数が減つています。民事の調停やその他も含めた数も考えると、

五四・八%のマイナスになります。また、刑事については二八・七%マイナスになります。
家事については、こちらはふえております、三四・〇%の増ということで。少年事件については減つております、五五・一%の減。

今申し上げたページについて、この資料には実数しか書かれておりませんので、私の方で計算しました。

他方、同じ期間、平成十五年から平成二十五年にかけて裁判官の数はどうなつてあるかといいますと、私の方で調べたところ、平成十五年は二千二百六十五人という定員だったものが、平成二十一年には二千八百八十九人ということで、六百人強、率にして二七・五%増ということになつております。

こういう、事件については、家事を除けば減っていく、そして他方、裁判官については大幅にふやしているということがこれまであつた中で、こどしもなお三十二人ふやす必要があるのだろうかという素朴な疑問があるわけです。

なぜ三十二人ふやす必要があるのか、最高裁の方からお答え願います。

○中村最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

先ほども御答弁申し上げました、事件動向については委員御指摘のとおりでございます。民事事件については、事件の数は落ちつきが見られますものの、その中身につきまして、複雑困難な事件、専門的知見を要する事件がふえております。また、二十一、二年当時は、過払い事件というものがかかる

なりふえていたわけでございますが、その分を除きますと、十五年から今の時点まで大きく事件数は変わっていません。その中での、専門的知見を要する事件、行政事件でありますとか労働事件であります。そういうような事件については増加傾向にあります。そういうような事件について増加傾向にあるものと考えております。

家事事件につきましては、事件がふえているということと、また、先ほども御答弁申し上げましたけれども、調停の充実、あるいは後見事件への対処ということが必要になつてくるということで、この増員をお願いしたいというふうに考えておこころでござります。

○階委員 私も、家事事件については、後で述べますけれども、別途の考慮が必要であると思っています。

ただし、それ以外のところについて、事前にもいろいろ事務方からお話を聞いていますけれども、複雑化、困難化とか専門化と言われますけれども、果たしてその具体的な根拠があるかということになりますと、十分な説明がないんですね。

具体的な根拠として、労働事件がふえているとかではなくて、その労働事件がどういう理由で複雑化、困難化しているのかということを示していただきたいですし、三十二人という数はどこから出てきたのか、なぜ三十二人なのか、この説明がなかつたので、この二点についてお答えください。

○中村最高裁判所長官代理人 複雑化の具体的なところという御質問でございました。
紛争につきましては、それぞれ一件一件が異なる顔を持ちますものですから、複雑困難というこ

とを定型的、定量的にあらわすということが極めて困難であるということは御理解いただきたいと思います。

ただ、定性的な点で申しますと、先ほど申し上げました専門的な知見を要する事件、例えば、非定型的、非類型的な事件ではございますが、ITの関係でございますとか、複雑な金融商品の取引に関する事件、あるいはプラン等に関する事件、また、先例のないような事件といったものが現場の声を聞きますとふえているというような実情にあるというふうに考えております。

もう一つ、三十二人の御説明というところがございました。

三十二人の増員につきましては、事件動向を短期的に見るのではなく、少し中長期的に見た上で計画的に増員するということで、充員見込み等を考え、三十二人が適切だと考えたという次第でござります。

○階委員 まず、複雑困難化ということを具体的に示すことは困難ということである、これは立派な法事実の説明が不十分だと思いますよ。

三十二人というところも、中長期的に見て必要な数があつて、それに合わせてことしは三十二人だみたいなお話ですけれども、全然説明が不十分だと思います。中長期的に見て何人で、それを何年で達成するからこそ三十二人だと言つていてただかないと納得できません。

もう一回、三十二人の理由を説明してください。

○中村最高裁判所長官代理者 どれだけの期間でどれぐらいの数を計画的に増員するということに

つきましては、それぞれの単年度の事件動向がなかなか完全に推測できないところから、難しいところではございますが、二十四年の定員法の質疑の際に、「司法制度改革審議会での目標を達成するためには、その時点で四百人規模の増員が必要であるというふうにお答え差し上げたところでござります」。

その後の事件動向、減少しているという面がありますので、この数字が直ちにそのままということはございませんが、おおむねそのような増員規模を持つた上で段階的、計画的に増員したいといふふうに考えております。

○階委員 今、四百人という国会答弁、私も見ましたけれども、この四百人という数字の根拠も、当時の答弁を見ましても定かじやないんですよ。その根拠は何ですか。

○中村最高裁判所長官代理者 当時、司法制度改革審議会等のプレゼンにおきまして、計画ということで目標を掲げております。合議率につきまして一〇%程度にするということ、それから、いわゆる対席判決というか、争いのある対席判決の審理期間を十二カ月程度に減らすというような目標を立てて、その目標に向けて実現していくたい、そのための必要な人員ということで、事件数をもとに算出したというところでござります。

○階委員 今、審理期間を十二カ月にする、あるいは合議率を一〇%にする、こういう数字を挙げられましたけれども、これは閣議決定か何かでオーソライズされているものなんですか。

○中村最高裁判所長官代理者 この数字 자체、閣

議決定等でオーソライズされているものではございません。

○階委員 私は、そこは問題があると思いますよ。過去には、ちゃんと計画を立てて、たしか、平成十四年からの十年間で六百人の増員計画というのがあつたと思うんですね。その前提として、その当時は、裁判迅速化法で平均審理期間を二年にしていくのにそれぐらいの数字が必要だ、あと、裁判員制度に対応するという理由もあつたかと思います。だから、こういう目標を達成するのに何年かけてこれだけふやす必要がありますよというのを、当時はちゃんと法律であるとか閣議決定とかで定めていたと思うんですよね。

だから、そういうのがないまま、毎年毎年、去年も三十二人だから三十二人というやり方はおかしいと思いますよ。ちゃんと迅速化の具体的な目標を立てて、それに合わせて中長期的な計画を立て、そして毎年の増員数を決めていくということをやるべきではないですか。最高裁、どうですか。

○中村最高裁判所長官代理者 迅速化法で二年内にすることも、これは一つの目標ということで、たしか、努めるという規定だったと思います。事件につきましては、それぞれ、質の問題といいますか、適正に解決しなければならないという問題がござりますので、一律に全ての事件が二年内にできるということでもございません。

先ほど申し上げた目標につきましても、対席事件について十二カ月と申し上げましたけれども、これも、全ての事件がそれで達成できるということ

うには、なかなか道のりは遠いというふうに考えて、いるところでございます。

そういう意味で、法律等で目標をオーソライズするあるいは増員計画をオーソライズするということは、極めて難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

○階委員 何か、自分で自分の言つたことを覆していますよ。だつて、四百人なぜ必要かと言つたのに対して、審理期間を十二カ月にするとか合議率を一〇%にするのに四百人必要だと、言うから尋ねたんぢやないですか。そうしたら、その目標は達成できないとか言うんだつたら、では、四百人の根拠はなんですか。おかしいでしよう。では、四百人の根拠はないということになるんですか。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えが正確でなくて申しわけございませんでしたが、目標にするという意味では目標にするということですけれども、その達成というところについて、完全な目標、努力目標ではなくて達成目標ということになりますと、これはなかなか、直ちに増員だけでも実現できないところはあるということを申し上げたかったということです。

○階委員 では、四百人という数字も、これは必ずしもこだわる必要がないということですか。四百人やつたとしても目標が達成できないということであれば、四百人という数字に拘泥する必要はないという理解でよろしいですか。

○中村最高裁判所長官代理者 当時の事件数をもとに四百人程度が必要だということで、その程度の人員について計画的に増員を図りたいというふ

うに申し上げたところでございます。それが精緻なものであるということではございません。

○階委員 大臣も提案理由の説明の中で、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るために増員をするんだということをおっしゃつていました。事件の適正かつ迅速な処理という中で、先ほど最高裁は、審理期間を十二カ月にするとか合議率を一〇%にするというお話をありました。政府としては、適正かつ迅速な処理ということの具体的なイメージといいますか、どういうふうになつたら適正かつ迅速な処理になるのかというのは、具体的なイメージはありますか。

○上川国務大臣 裁判所の判断というか判決におきまして迅速かつ適正な処理をしていく、そのための体制についてはしっかりと整えていくという

中にあります、先ほど御指摘のありました迅速化法という大きな法律がござります。そしてその上で、目標として、四百人の目標の中で、その審理につきましては、第一審の行政訴訟手続について二年以内とする目標ということで、これは、全ての訴訟事件の第一審の訴訟手続が長くとも二年内に終局することを目指とする、こうした目標を立てておきましては、第一審の行政訴訟手続について二年以内とする目標となります。

○階委員 だから、政府の認識と最高裁の認識がずれいると思っていまして、政府はあくまで二年以内という迅速化法の目標を実現しようとしている。他方、最高裁は、人数もふやして、次のように高い目標を言つておられるわけですね。このずれがあることはおかしいと思うんですね。

さつき最高裁が言つたような、合議率一〇%とか十二カ月以内に審理を終えるとか、新たに、より高い目標を定めたのであれば、それに沿つて政府も目標をリニューアルすべきだと思うんですけれども、そういうお考えはないんですか。

○上川国務大臣 政府といたしましては、迅速化法に掲げられた、できるだけ短い期間内に終局をさせることでございまして、今後におきましても、迅速化法に定められております目標の達成のために、さらなる迅速化への努力ということについては大変大事であるというふうに思つております。

速化法に定める二年以内に終局させるということによろしいですか。

○上川国務大臣 ただいま申し上げたところでござります、迅速化法におきまして、二年以内でござるだけ短い期間内に終局をさせる、こうした目標が定められているということでございまして、

ります。

したがいまして、現時点におきまして、これにかかる新たな目標ということにつきましては、必要であるというふうには考えておりません。

○階委員 そうすると、最高裁は、新たな目標を前提にして、今後四百人必要だ、だから今回三十二人だと言っているんですけれども、今回の立法事実がなくなってしまうんじゃないですか。最高裁が言つておられる目標を政府として是認しないのであれば、そういうことになりませんか。

では、何のために増員するんですか。

○上川国務大臣 この目標につきましては、まだ完全に充足している状態ではないということでございます。また、先ほど来のお話がございましたとおり、さまざまな裁判の事案につきましても複雑化している、あるいはさまざま�新しい事態も起きているということをご存じますので、そういふことに対し、しっかりと、先ほど申し上げた迅速化法の定めるところの目標が達成できるように、できるだけ短くという中での目標を遂行していただきたいというふうに思つておるところでございます。

○階委員 二年以内という目標がまだ達成できていないというふうにおつしやいましたけれども、これは、私が調べたところ、九十何%かは二年以内に終わつておるとかいう話で、平均審理期間も八ヵ月ぐらいだったと思うんですよ。そういう中で、目標がまだ達成できていないというのが大臣の認識だということでおろしいですか。

○上川国務大臣 いわゆる迅速化法の目標という

ことでございますが、第一審の裁判を二年以内のできるだけ短い期間内に終局させるということですございまして、民事訴訟事件におきましては、平成二十六年度の平均審理期間、八・五カ月ということでござります。また、六〇%の事件が六カ月以内、九四・二%の事件が二年以内ということでおざいます。審理期間が二年を超える事件は約五%程度ということでござります。また、刑事訴訟事件につきましても、近年、おおむね三カ月程度の横ばいで平均審理期間が推移しているところでございまして、九九・八%が二年以内に終局をし、二年を超える事件ということにつきましては〇・二%程度ということでござります。

このような実態でございまして、迅速化法が定める目標につきましてはおおむね達成されつつあると認識しているところではございますが、一部の事件につきましては二年を超える事件があるということ、そして、二年以内に終局をさせる事件につきましても、迅速化法の中に、できるだけ短い期間の中でということでおざいますので、さらに短い期間内に終局をさせることができると認められておるというふうに考えておるところでござります。

大臣、どうですか。

○上川国務大臣 先ほど来申し上げたとおりでございますが、迅速化法の定める目標、二年以内のできるだけ早い時期にということの中での、先ほど來、達成状況についてどのような状況かということを説明させていただいたところでござります。

おおむね達成されているということでおざいますが、まず一般常識でいえばほぼ達成できているということでおいと存じますし、これを一〇〇%にするということをもし目指すというのであれば、

それは間違つておると思いますよ。だって、裁判は迅速化だけではなく適正化ということも目指さなくちゃいけないわけですから、やはり当事者がちゃんと攻撃防御方法を尽くして、納得した段階で審理が終わるようにななくちゃいけないわけですよ。

今後も、裁判所の運用状況につきましては十分

に注視しながら、必要な措置につきましても講じてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 だから、私は増員するなど言つているんじやないんですよ。増員してもいいけれども、

野方団に増員するような考え方であつてはいけない。だから、できるだけ短期にとかいう言い方じ

やなくて、さつき最高裁が言つたような具体的な目標を政府としても定めて、それに向けて何人ずつ増員していくんだ、こういう計画を定める。もちろん、増員だけではなくて、制度面の見直し、

運用面の見直しも一体として計画を立てて、それに合わせて増員を進めていくというのが、政府として、大臣としてあるべき姿ではないかと思つてゐるんです。

私の考え方は違いますか。大臣のお考えを聞かせてください。

○上川国務大臣 迅速化法にのつとつてしつかりと適切に対応していくことは、非常に大事な方向性だというふうに思います。

最高裁でどのようなことにつきましては、裁判所についてということでございますが、裁判所を構成する人的体制については、司法権の独立の観点から、最高裁御自身が御検討、御判断をされたということに基づきましてこの立法を依頼しているということです。

そうした御検討を尊重してこの法案を提出しているということでござりますので、最高裁の検討につきましては適切に検討されているというふうに考えます。

○階委員 適切に検討されていふんだつた

ら、さつき言つた最高裁の目標も適切だというふうに言つていただいて、それを政府としても目標として掲げると言つていただければいいんですけども、さつきの最高裁の目標は政府としては是認しないかのような言い方でしたよ。食い違つて

いますよ。

さつき言つていた最高裁の具体的な目標は、政府としてはこれを目標としていいということです。

○上川国務大臣 私先ほど、どんなふうに受け取られたかわかりませんが、是認していないというような表現は全くしていないつもりでございます。

あくまで、司法権の独立の観点から、最高裁がそれぞれの実態の中で御判断され、御検討されたというふうに思つておりますので、それを十分に尊重して今回御提出されたということでございますので、そういう意味での検討につきましては適切になされているというふうに考えております。

○階委員 そうしたら、根拠は、最高裁が言つて

いる合議率一〇%、審理期間十二カ月、これを達成するための今回三十二人の増員だということです。

○上川国務大臣 あくまで、先ほど申し上げたとおり、これは、司法権の独立の観点から、それぞれの構成する人的な体制ということで検討されてきたものということでございまして、こうした御判断、御検討につきましては最大限尊重してこの法案も提出しているということです。

最高裁の方からの先ほど来の御説明がございましたけれども、あくまで、最高裁での検討、そして

その判断、そしてそれに対する尊重して法律案が提出されているというふうに考えております。

○階委員 この間の船主責任法と同じような話で、

あれは、条約がこうなつてはいるから法律もそのとおりります、今回は、最高裁がこう言つて

からこのようにやります。法をつかさどる法務大臣、また法案の提出者として、余りにも責任感が乏しいですよ。大臣が提出者として提案理由も説明されているわけだから、その理由を説得的にデータも含めて説明していただきないと、我々は賛成できませんよ。

なぜそんなに人任せなんですか。私はこれはおかしいと思いますよ。提出するのであれば、ちゃんと納得できるような理由を自分の言葉で説明してください。

もう一つ、違う論点でお尋ねしますよ。今回、三十二人は判事ということになつています。裁判官は、下級裁判所には判事と判事補がおりますけれども、なぜ、判事補には手を触らず、判事だけを増員するのか。

大臣が言う事件の適正かつ迅速な処理を進めていくためには、特に複雑困難化した事件においては合議制でやる必要があります。合議制をやるために、左陪席といつて、判事補の若い人が入つて、そしてその人が中心となつて、証拠を精査して、判決を起案したりしなくちやいけないわけで、ですから、事件の適正かつ迅速な処理を進めるには、判事だけではなくて判事補もふやさないと私は意味がないと思っています。

なぜ今回、判事補は増員せず、判事だけを増員

するのか、大臣、お答えできますか。では、まず最高裁。

○中村最高裁判所長官代理者 このたび判事補を増員せずに判事の増員をお願いした理由は、複雑困難事件という処理について、合議といいましても、一人前で仕事ができる判事をふやすことがそこの処方箋として一番効果的だというふうに考えた次第でございます。

○判事補につきましては、今、千人という定員をいただいています。これについて、後から御質問があるかもしれません、必ずしも今、充員ができるいないというところもございますが、この定員をいただければ合議の充実ということは図つて、むしろ判事のところの数が足りないといふことで、判事の増員をお願いしたというところでござります。

○階委員 政府の方からは全くこういう問題提起はないんですけども、今回の判事だけを三十二人ふやすというのは、資料二をごらんになつていただきたいんですね。資料二の左側の方に、判事の定員、それから現在員、欠員というのが並んでおりますけれども、直近、平成二十六年度では四十五人の欠員なんですね。

一見、欠員が十分ありそうなんだけれども、実は、平成二十七年、ことしの十月に判事補から判事になる、十年目を迎える人たち、この人たちが入ったときの人数、平成十七年ですけれども、百二十四人いらっしゃったわけですね。その後、中途でやめられた数は、推測ですけれども、そんな多くなかつたみたいです。他方、それ以外の、

今判事をやつておられる方が退官されたりしている数も、ここ最近ではそんなに多くないということです私は、この百二十四人のうちの相当の数がこの十月に判事になろうとしておるんだけれども、四十五人という欠員の枠では到底おさまり切れない、だから増員するんじやないかと思っているんです。

これは正直に言つていただいていいですよ。

むしろ正直に言つていただいた方が、我々も裁判官の身分保障というのは大事だと思っていますから、それに向けて増員するという方が、私はまだ納得がいくんですね。さつきみたいな、大臣と最高裁判目標が一致しないとか、あるいはできる限りとか、中途半端なことを言われるよりも、判事の椅子が足りないからどうしても増員しなくちゃいけないんと言つていただいた方がいいんですよ。

そこで、もう事前に通告しておりますから、これはきつちりお答えいただきたいんですけども、まず、ことし三十二人判事を増員しなければ、ことしの十月に何人ぐらいが判事に昇格できなくなってしまうなんですか。見通しを示してください。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

増員を行わない場合に、本年十月に判事に任命することができますが、依頼退官をする裁判官の数の予想は非常に難しいところでございます。そこで、その結果といたしまして、先ほども申し上げたとおり、申し上げることができないところでござります。

○階委員 いや、だから、そこは前提を置いていいですよ。定年退官はもうわかっているわけだから、ほかのところは、過去のトレンドとかを見て、例えば、私が聞いているところだと、これは判事じやなくて判事補ですけれども、最近は、やめる人が年に四、五人とか、そんな感じですよ。判事はもうちょっと多いのかもしませんけれども、

いまして、むしろ、増員ができないということになりますと、事件の適正かつ迅速な処理に支障が出るということの方を懸念しているところでござります。

○階委員 そこにお答えいただかないということは、今までの議論の中で迅速かつ適正な処理ということの具体的な目標も示されない中で、三十二月に判事になろうとしておるんだけれども、四十

人増員ということはなかなか認めがたいんですよ。これは、事前にそう言つてますから、ちゃんと数字を示してください。一定の前提を置いた上で、でもいいので、十月までもし増員がされなかつた場合、今判事になろうとして待機している人がどれぐらいはみ出してしまうのかということを、ちゃんと数字で答えてください。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたような事情がござります。

十月までに定年退官をする裁判官の数は当然予定できるところでございますが、依頼退官をする裁判官の数の予想は非常に難しいところでございまして、その結果といたしまして、先ほども申し上げたとおり、申し上げることができないところでござります。

○階委員 いや、だから、そこは前提を置いていいですよ。定年退官はもうわかっているわけだから、ほかのところは、過去のトレンドとかを見て、

大体、過去のデータから見て、一定の前提を置いて数字は出せるでしょう。

もし増員しなれば、今、平成十七年に入った百二十四人が何人ぐらい判事になれば余つてしまふのかということを、もう一回きつちりお答えできませんか。お願ひします。

○堀田最高裁判所長官代理者 大変申しわけございませんが、先ほど申し上げたようなところで、私どもの経験によりましても、年度の途中での裁判官の退官数というのには非常に予想が困難なところでございまして、その数を明示することについては御容赦いただきたいと存じます。

○奥野委員長 算数で計算してくれと言つていてるんだから、そんなもの、言えればいいじゃない。大したことじやないよ。

○階委員 そのとおりです。

過去の数字を踏まえた上で、絶対的な数字を出せと言つておられるわけじやなくて、仮置きの数字でいいのでおつしやつてください、何人ぐらい余つてしまふのか。事前に通告していますよ。

○奥野委員長 では、依頼退職は外してやればいいじやない。それは想像できません、それだつたら、定年退職でやめる人は何人と、そう言えればいんじょう。それも一つの事例だよ。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたような経緯がござりますので、ちよつと厳密な数字でお答えできませんけれども、今後見込まれます定年退官の数だけの退官であつたとした場合に、ちよつと今の定員で任命できる、

そういうふうな状態であるというふうな感じでございます。

○奥野委員長 聞こえなかつた。もう一回はつきり言つて。

○堀田最高裁判所長官代理者 今後の定年退官でございますが、四月から十月までの間に、定年退官の予定数が十九人を予定しているところでござります。

○階委員 そうすると、欠員が四十五で、十九人さらにやめて、六十四ぐらいになりますよね。三十二人ふやさないと、最初に入つた百二十四人の相当数が行く場所がなくなつちゃうんじやないですか。判事になれないんじやないです。定員をふやさなくとも全員大丈夫だとさつきおつしやいましたけれども、本当にそれでいいんですか。

○堀田最高裁判所長官代理者 おおむねでございますが、大体そのとおりの人数になるという予想でござります。

○階委員 そうすると、今のような裁判官の身分保障の見地から、判事にはなるべく皆さんが上がれるようすべきだというふうに私は思つていたんですけども、そのような配慮も必要ないということですね。

では、増員しなくても大丈夫だ、裁判官の身分保障は守られるということによろしいですね。

○堀田最高裁判所長官代理者 先ほど申し上げました。定年退官の数と……（階委員「十九人ですね、定年退官」と呼ぶ）はい。（階委員「プラス依頼が幾ら」と呼ぶ）それで、増員をしていただくどちらどといふことではございませんが、そのような配慮も必要ないといいます。

失礼いたしました。定年退官の数と……（階委員「十九人ですね、定年退官」と呼ぶ）はい。（階委員「プラス依頼が幾ら」と呼ぶ）それで、増員をしていただくどちらどといふことではございませんが、そのような配慮も必要ないといいます。（階委員「増員しなくとも大丈夫だ、裁判官の身分保障は守られるということによろしいですね」と呼ぶ）増員をしていただいたときにおおむね充員できるということではないといふことではございません。失礼いたしました。

○階委員 今、すぐかた目の数字で議論をしているわけですよ。依頼でやめる人はゼロと仮定しているわけだから、さつき言つた十九人は、これ

がミニマムの数字で、これ以上ふえるわけですよ。十九で、六十四人あれば全員行けますという話だつたただけれども、実際には六十四どころかもつとふえるはずなんですね、依頼退官があるから。

だつたらなおのこと、余裕でみんな上がるじゃないですか。だから私は、増員は必要なくなるんじゃないですかと言つておられるわけですよ。この観点からですよ。それでよろしいですか。増員しなくても十分上がりえるんだ、判事になれるんだということでおよろしいですか。

○堀田最高裁判所長官代理者 失礼いたしました。先ほどの御説明、少し不正確な点がござります。

先ほど申し上げました定年退官が見込まれております数と、これまでの例から大ざっぱに推測をいたしました見込まれる依頼退官数を合わせて、増員をしていただくどちらどといふことではございませんが、そのような配慮も必要ないといいます。

失礼いたしました。定年退官の数と……（階委員「十九人ですね、定年退官」と呼ぶ）はい。（階委員「プラス依頼が幾ら」と呼ぶ）それで、増員をしていただいたときにおおむね充員できるということではございません。失礼いたしました。

○階委員 最初からそれを言つてくれればいいんですよ。何でこれだけ時間を浪費させるんですか。それを言えば、我々だって、それは大変なことだと。増員しないと判事補から判事に上がれない人が三十人ぐらい出ちやう、そう言わいたら我々も、これは考えなくちやいけないなるじやないですか。なぜそういう話をきちんとしないんですか。私は、その姿勢は問題だと思いますよ。

大臣、何かコメントありますか。

○上川国務大臣 人員については、裁判所というだけではなく、一般的に、入る方、入社される方、またやめられる方、いろいろなことの事情で変わっていくということで、そうした人數について適切に把握をしていくというのが非常に大事だというふうに思います。

○階委員 何か、もうちょっと切れのある、見せ場をつくつたつもりなので、お願いしたかったんですが、まあ、それはいいでしょう。

では、判事補から判事に上げる枠が足りないということで一定程度ふやくなっちゃいけないというのは、それはそれでよしとしましょう。

ただ、もう一つ問題提起をしたいのは、今回の法案で、先ほどもおっしゃっていましたけれども、欠員が多い判事補、こちらについては減員、減らす方はしていないんですね。

私は、これは二年前にこの委員会で問題提起していますよ。問題提起した結果、資料三のように附帯決議もしました。この資料三の附帯決議を見ていただきたいんですけども、平成二十五年三月二十六日のこの委員会です。「政府及び最高裁判

所は、」とありますて、途中飛ばして最後の二行ぐらい、「下級裁判所における適正迅速な裁判を可能とするため、判事及び判事補の定員の充員に努めること。」ということを、国会として、この委員会として決議したわけですね。

それで、実際のところどうなつたか、定員が充員したかどうかということなんですが、戻つて資料二です。平成二十五年にこの決議があつたわけですけれども、二十五年度は五十四人の判事補の欠員で、この表の一番右側のA引くBというところを見ていた、だいたいなんですが、平成二十五年度は五十四に対し六十七、むしろ欠員はふえていりますよ。

これはどういうことなんですか。我々が決議したときに、当時、谷垣大臣は何とおっしゃつたか。趣旨を踏まえ適切に対応ということをちゃんと答えているにもかかわらず、何なんですか、これは。何で欠員がふえているんですか。お答えください。

○堀田最高裁判所長官代理人 お答え申し上げます。

裁判所といたしましては、できる限りの充員に努めているところでございますが、弁護士として活躍する分野の広がりなどもございまして、裁判官としてふさわしい人でありますても、必ずしも裁判官への任官を希望してもらえるという状況にあるわけではないという事情もございます。

今後とも、司法における需要も勘案いたしまして、裁判官にふさわしい人を採用して、裁判の運営に必要な体制を確保できるように努力してまいりたいと考えているところでございます。

○階委員 何か都合のいいときにさつきの左陪席の話とかを持ち出してきて、本当に私は、皆さん

○階委員 こういう欠員の状況があるわけですね。国会で決議したことが守られていないんですよ。守れないんだつたら、今回の法案の中で、判事補については、この欠員の拡大状況に鑑みて減員するというのが筋じやないですか。なぜ減員については法案に盛り込まなかつたんですか。最高裁、お答えください。

○中村最高裁判所長官代理人 判事補につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、その充員に努力しているところでございます。

ただ、今、六十七人程度の欠員があるというところで、これは、十年で割りますと一期当たり六、七名というところでございます。ここ数年の採用の幅に大体一年で十人程度差があるところで、ある程度の欠員のことはやむを得ないと思つております。ただ、附帯決議で御指摘されているように、充員については努めていきたいと考えております。

今回、判事補を減らさなかつた理由というところにつきましては、裁判官の中で判事の増員ということを即戦力ということでお願いしたところでございますが、一方で、先ほど委員からも御指摘ありました合議というところがございます。合議の中での判事補の役割は一定あります。そのためには、判事補の枠とすることは、充員に努めつつ、その数は一定確保させていただければというふうに思つております。引き続き充員には努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○階委員

何か都合のいいときにさつきの左陪席

いいかげんな法律のつくり方をしていると言わざるを得ないんですね。国会でやれと言つたことはやらないで、国会で別にやる必要がないと思つていることはやろうとして、おかしいんじゃないですか。附帯決議を何だと思っているんですか。

大臣、当時、谷垣大臣の時代でしたけれども、さつきの、「附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたい」という大臣の御答弁がありました。また、その後に、「最高裁判所に係る附帯決議につきましては、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。」というふうに続けておつしやつてあるわけですよ。こういう中で、最高裁はこのありますよ。どう思われますか。

○上川国務大臣 平成二十五年三月二十六日、衆議院のまさに法務委員会で、附帯決議が付された形で法案が出されたということでございますので、その趣旨をしっかりと受けとめて、最高裁に谷垣大臣もお伝えしたというふうに考えております。その趣旨をしっかりと生かした形で、今後もさまざまな手当てにつきましては適切に対応していただきたいというふうに思っています。

○階委員 それでは、約束というか、我々の国会での議論が全く反映されていない例をもう一つ言います。

この委員会、平成二十四年七月三十一日、大口委員から、当時は滝法務大臣でした、私どもの政権のときでしたので、訟務分野で裁判官が国の代理人として行政訴訟等を行つていくことについていかがですかといふ問い合わせに対する回答です。

務分野については、これはもう減らしていく、やらないで、国会で別にやる必要がないと思つていることはやろうとして、おかしいんじゃないですか。附帯決議を何だと思っているんですか。

大臣、当時、谷垣大臣の時代でしたけれども、さつきの、「附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたい」というふうに、この四月十日に増加に転じているわけですね。これは方針を変えたんですか。大臣、お答えください。

○上川国務大臣 滝大臣そして大口委員との間のやりとりの上でそうした方針が出されたというふうに承知をしているところでございます。

今回、平成二十七年四月十五日現在でございますが、法務省の訟務局に十九人、法務局の訟務部門に二十七人ということで裁判官の出身者が配置されているところでございまして、二十六年度から裁判官出身者につきましては三名増ということです。ただし、訟務検事に占める裁判官の割合というところを見ますと、平成二十四年に五%というところでございますが、以降少しづつ減少させていくというところでございまして、四月の段階で四四・七%というふうになつてゐるところでございます。

趣旨につきましては、その方向性のもとで進めまいりたいというふうに考えております。

○階委員 もし今後もこのように訟務検事がふえていくようであれば、裁判所の現場には人が少ないとおもつと活用されるようにすべきではないかと思つています。

判官が足りないから増員しているのに、一方で、裁判の仕事をしないで訟務検事として役所に来てるのであれば、増員する必要もないということになりますよ。

さつき、滝法務大臣の、趣旨は守っていくということなので、そこはきつちりやつていただかなこと、今回の法案には我々は賛同できないということを申し上げておきます。

あと、最後に資料五です。家事事件の中でも高齢化社会によって、成年後見事件が、平成十五年を一〇〇としますと、今、五三四・八という指數になつております。

認知症は今どんどんふえておりまして、直近では五百万人と言われておりますが、二〇一二五年には七百万人になると言われております。また、これに伴いまして、認知症の方の消費者被害というのも急増しております。これは、国会図書館のデータによりますと、六十歳以上の認知症の高齢者の相談件数というのはどんどんふえてきております。平成二十五年では、七千五百三十二件もあるということになります。

こういったことを踏まえますと、今、法定後見制度の利用者というのは累積で十四万三千六百人なんですが、五百万人という認知症の患者にすれば全然少ないし、消費者被害が激増していることを考えると、私は、この法定後見制度というものがもつと活用されるようにすべきではないかと思つています。

しかるに、やはり裁判官が関与するのが今の制

度ですから、裁判官の数がネックになつたりして、利用したくともなかなか利用できない、あるいは手続きが煩雑だというのがあります。

本来的な意味の司法ということでいえば、司法は、具体的な争訟について、法を適用し、宣言することにより、これを裁定する国家作用であると憲法の本にも書いておりますけれども、これは具体的な争訟を前提としません。本来的な意味での司法ではなくて、行政作用に属してもいいというようなものだと思います。

そういうことを考えて、大臣、この法定後見制度を、これから高齢化社会に適切に対応するため見直していくべきではないかということを提案したいと思いますけれども、この点について御見解をお願いします。

○奥野委員長 上川大臣、時間が来ていますから、もうほんと一言で答えてください。

○上川国務大臣 成年後見制度につきましては、高齢化の時代の認知症対策におきましても大変重要な制度、役割を果たしているというふうに思います。

この事件件数もふえているということでもございまして、また、その対応につきましてもしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えておりまして、その意味では委員と認識を共有しているというふうに私は考えております。これらのような方向性で頑張っていきたいと思います。

○階委員 終わります。ありがとうございました。